

鹿 児 島 県 公 報

令和3年3月30日（火）第195号の15



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

教 育 委 員 会 規 則

○鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則及び鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の一部を改正する規則（※）

(教職員課取扱い) 1

教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令

○鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令（※）

(総務福利課取扱い) 4

教 育 委 員 会 規 則

鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則及び鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 8 号

鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則及び鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の一部を改正する規則

(鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則の一部改正)

第1条 鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則（平成7年鹿児島県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び次条」を「，次条及び第4条」に改め，同条の次に次の2条を加える。

（1年単位の週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲等）

第3条の2 条例第4条の2第6項第1号に定める教育職員の範囲は，公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要があると公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条第2項に定める教育職員（以下「教育職員」という。）のサービスを監督する教育委員会（以下「サービス監督教育委員会」という。）が認める者とする。この場合において，サービス監督教育委員会は，育児を行う者，老人等の介護を行う者，職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については，これらの者が育児等に必要な時間を確保できるような配慮をしなければならない。

2 条例第4条の2第6項第2号の対象期間は，学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定によりサービス監督教育委員会が定める学校の夏季，冬季，学年末，農繁期等における休業日等の期間（以下「長期休業期間等」という。）の一部又は全部を含む期間であって，所管する各学校の実情に応じ，サービス監督教育委員会が必要と認める期間とする。

3 条例第4条の2第6項第3号の対象期間の起算日は，サービス監督教育委員会が定める日とし，サービス監督教育委員会は，条例第4条の2第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には，当該起算日を明らかにして週休日及び勤務時間を割り振るものと

- する。
- 4 条例第4条の2第6項第4号の対象期間を定めることができる期間の範囲は、4月1日から翌年3月31日までの期間の範囲内とする。
 - 5 条例第4条の2第6項第5号の特定期間は、対象期間中の特に業務が繁忙な期間であつて、所管する各学校の実情に応じ、服務監督教育委員会が公務の運営上の事情によりやむを得ない必要があると認める期間とする。
 - 6 条例第4条の2第6項第6号の特定期間の起算日は、服務監督教育委員会が定める日とし、服務監督教育委員会は、条例第4条の2第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、特定期間を設ける場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び勤務時間を割り振るものとする。
 - 7 条例第4条の2第6項第7号及び第8号の勤務日は、月曜日から金曜日までの5日間（育児短時間勤務職員等にあつては月曜日から金曜日までの5日間のうち当該育児短時間勤務等の内容に従い教育委員会が定めた週休日を除く日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては月曜日から金曜日までの5日間のうち教育委員会が定めた週休日を除く日）とする。ただし、次項に定める場合又は特別の事情がある場合は、この限りでない。
 - 8 前項本文の規定にかかわらず、服務監督教育委員会は、長期休業期間等の一部の日その他の必要と認める日を勤務日としないことができる。
 - 9 第7項ただし書の特別の事情がある場合において、服務監督教育委員会は、対象期間において6日を超えない範囲内（特定期間として定められた期間において1週間に1日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、1週間に1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容にしたがった週休日）が確保できる日数の範囲内）で連続して勤務日を割り振ることができる。
 - 10 服務監督教育委員会は、条例第4条の2第6項第7号及び第8号の勤務日ごとの勤務時間を割り振るに当たっては、次の各号に掲げる日について当該各号に定める時間（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間）を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
 - (1) 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙である日として服務監督教育委員会が必要と認める日 9時間
 - (2) 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日であつて前号に掲げる日以外の日のうち服務監督教育委員会が必要と認める日 8時間30分
 - (3) 第1号及び前号に掲げる日以外の勤務日 7時間45分
 - 11 服務監督教育委員会は、条例第4条の2第3項の規定により対象期間を1月以上の期間ごとに区分し、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下「最初の期間」という。）を除く各期間における勤務日の日数を定める場合には、当該各期間における勤務日の日数は、当該各期間の日数から当該各期間中の日曜日及び土曜日の日数を除いた日数とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
 - 12 服務監督教育委員会は、前項の区分をし条例第4条の2第3項の規定により最初の期間を除く各期間における総勤務時間を定める場合には、当該各期間における総勤務時間は、当該各期間のうち次の各号に掲げる日の数について当該各号に定める時間を乗じた時間を合計した時間を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
 - (1) 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙である日として服務監督教育委員会が必要と認める日 9時間
 - (2) 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日であつて前号に掲げる日以外の日のうち服務監督教育委員会が必要と認める日 8時間30分
 - (3) 第1号及び前号に掲げる日以外の勤務日 7時間45分
 - 13 服務監督教育委員会は、条例第4条の2第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合（同条第3項の規定により最初の期間を除く各期間における勤務日及び当

該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めた場合を含む。)には、教育職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

- 14 服務監督教育委員会は、条例第4条の2第1項の規定により週休日及び勤務時間を割り振る場合において、対象期間が3月を超える場合には、当該対象期間について1年当たり280日を超えない範囲内で勤務日を割り振るものとする。ただし、対象期間が3月を超える場合において、当該対象期間の初日の前1年以内の日を含む3月を超える期間を対象期間として定めた場合（以下この項において当該対象期間を「旧対象期間」という。）において、1日の勤務に割り振られる勤務時間のうち最も長いものが旧対象期間において1日の勤務に割り振られていた勤務時間のうち最も長いもの若しくは9時間のいずれか長い時間を超え、又は1週間の勤務に割り振られる勤務時間のうち最も長いものが旧対象期間において1週間の勤務に割り振られていた勤務時間のうち最も長いもの若しくは48時間のいずれか長い時間を超えるときは、旧対象期間について1年当たりの勤務時間が割り振られていた日の数から1日を減じた日数又は280日のいずれか少ない日数とする。
- 15 服務監督教育委員会は、条例第4条の2第1項の規定により勤務時間を割り振る場合には、10時間を超えない範囲内で1日の勤務時間を割り振るものとし、52時間を超えない範囲内で1週間の勤務時間を割り振るものとする。この場合において、対象期間が3月を超えるときは、次の各号のいずれにも適合するよう勤務時間を割り振らなければならない。
- (1) 対象期間において、その1週間の勤務に割り振られる勤務時間が48時間を超える週が連続する場合の週数が3以下であること。
- (2) 対象期間をその初日から3月ごとに区分した各期間（3月未満の期間を生じたときは、当該期間）において、その1週間の勤務に割り振られる勤務時間が48時間を超える週の初日の数が3以下であること。

（勤務することを要しない時間の指定）

第3条の3 条例第4条の3第1項の4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超える勤務時間が割り振られた期間の算定に当たっては、原則として4週間の期間ごとに算定を行うものとする。ただし、教育職員の健康及び福祉を考慮して4週間の期間ごとに算定を行うことが適当でない場合は、4週間を超えない1週間を単位とした期間ごとに算定を行うものとする。

2 条例第4条の3第1項の勤務することを要しない時間の指定は、15分の時間を単位として行うものとする。

3 服務監督教育委員会は、条例第4条の3第1項の勤務することを要しない時間を指定する場合は、同項の期間内の日のうち休日及び代休日を除いた日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、服務監督教育委員会が公務の運営並びに教育職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

第7条の2の2第1項中「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条第2項に規定する」を削る。

（鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の一部改正）

第2条 鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則（令和2年鹿児島県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 教育委員会は公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第5条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の4の規定により教育職員を勤務させる場合には、当該教育職員についての前2項に規定する上限の適用については、前2項中「45時間」とあるのは「42時間」と、第1項中「360時間」とあるのは「320時間」とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

鹿児島県教育委員会教育長訓令第 1 号

鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程（昭和49年鹿児島県教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 の表中

	(5) 職員の住居手当及び単身赴任手当の月額並びに通勤手当の額の決定又は改定に関すること。	を
<p>5 教育職員の 1 週間の勤務時間、週休日及び勤務時間の割振りの特例等に関する事務</p> <p>この項中、鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年鹿児島県条例第25号）を「条例」という。</p>	<p>(5) 職員の住居手当及び単身赴任手当の月額並びに通勤手当の額の決定又は改定に関すること。</p> <p>(1) 条例第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、1 週間の勤務時間、週休日及び勤務時間の割振りを定めること。</p> <p>(2) 条例第 4 条の 3 第 1 項の規定に基づき、勤務することを要しない時間の指定をすること。</p>	に

改める。

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。